

## 生活交通の維持・確保について

過疎化の進行やマイカーの普及等により公共交通の利用者が減少し、中山間地域を中心にバス路線の廃止が見られる。また、高速道路の大幅な料金引下げの影響で、鉄道、バス、フェリーなどの公共交通機関が大きな影響を受けている。

こうした中、「岡山県公共交通あり方検討会議」の提言も踏まえ、国や市町村、交通事業者等と連携し、県民生活に欠かせない社会基盤である公共交通の維持・確保の取組等を推進する。

### 1 バス路線の維持対策等

岡山県生活交通対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）において、バス路線廃止後の生活交通確保策を協議するとともに、国・県補助制度を活用して、一定の要件を満たす赤字バス路線について、運行経費の一部を支援する。

また、中山間地域において、市町村や民間団体が乗合タクシーなど地域に適した交通手段を導入する場合の車両購入費や試行運行費等を補助する。

#### ① 地域協議会

地域協議会では、地域における交通手段の確保、国庫補助対象路線等について、バス事業者、市町村などと協議する。なお、バス路線の廃止等については、分科会で個別協議する。

#### ② 国・県の補助制度

| 補助制度 |                   | 主な要件等   | 補助率                     | H22補助実績     |           |
|------|-------------------|---|-------------------------|-------------|-----------|
|      |                   |   |                         | 系統数等        | 県補助額      |
| 国庫補助 | 運行費<br>(地域間幹線系統)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前複数市町村またがり</li> <li>・平均乗車密度(※1)5人以上</li> </ul>  | 国 1 / 2<br>県 1 / 2      | 29系統        | 103,210千円 |
|      | 単<br>県<br>補<br>助  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線距離が10km以上</li> <li>・合併前複数市町村またがり又は合併前同一市町村内で路線距離が35km以上</li> <li>・平均乗車密度3人以上</li> </ul> | 県 1 / 2<br>市町村<br>1 / 2 | 53系統        | 46,153千円  |
|      | 中山間地域<br>生活交通確保事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域の交通空白地域</li> <li>・地域公共交通会議での合意</li> <li>・民間団体が運行主体となる場合には、市町村補助額を対象</li> </ul>       | 県 1 / 2                 | 9地域<br>(※2) | 1,864千円   |

※1 「平均乗車密度」

1便当たりの平均利用者数で、始点から終点まで平均して、常時、乗車している人数。

※2 H22実績は、旧補助制度（地域交通自立促進支援事業）によるもの。

## 2 離島航路

離島振興法により指定された離島振興対策実施地域において、離島住民の生活に不可欠な航路を維持するため、国及び関係市とともに離島航路事業者に対して補助を行う。

| 補助対象の要件                               | 補助制度の内容   | H22補助実績          |         |
|---------------------------------------|---|------------------|---------|
|                                       |   | 航路数              | 県補助額    |
| ・唯一の交通機関<br>・生活必需品の輸送<br>・県の離島振興計画に適合 | 対象となる運航収支赤字額から国庫補助額（国が標準コストに基づき算定）を差し引いた額を、県及び関係市が1/2ずつ補助 | 2航路<br><br>(笠岡市) | 8,440千円 |

## 3 市町村への助言

市町村が設置する「地域公共交通会議」(※)等を通じて、助言等の支援を行う。

※「地域公共交通会議」

平成18年10月に施行された改正道路運送法において、地域の需要に適した乗合運送サービスが提供されることにより、地域住民の交通利便の確保や向上に寄与することを目的に、市町村が設置している。

## 4 公共交通の利用促進

「毎月最終金曜日は公共交通利用の日」として、チラシの配布など啓発活動を実施するとともに、「スマート通勤おかやま」(※)の取組を行う。

※「スマート通勤おかやま」

岡山国道事務所・岡山市との共同実施により、企業や自治体のマイカー通勤者を対象に、公共交通を利用したノーマイカー通勤を促す取組。

(参考)「岡山県公共交通あり方検討会議」の提言(平成23年3月)

### (1) 委員構成等

学識経験者ほか14名(会長 鈴木 文彦 <交通ジャーナリスト>)

平成22年4月に設置し、計5回開催。

### (2) 提言の概要

持続可能な公共交通ネットワークの維持・確保を図るには、行政や交通事業者だけではなく、県民にも当事者としての自覚を持ってもらうことが必要との視点が盛り込まれ、『「運転免許がなくても日常生活ができる岡山県」の実現を目指す』との将来に向けた共通目標とともに、今後、取り組むべき方向性や維持・確保すべき交通手段の目標、早期に取り組むべき事項等を提言。